○国土交通省告示第九百五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

檜ノ又谷

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十二年内務省告示第二百六十七号及び昭和十三年内務省告示第三百九十七号で指定した土地の区域を除く。）

新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽

字西山東山国有林

一三一林班　ハ小班　一号から三号まで及び七号から九号まで

そ小班　四号から六号まで及び十号から二十号まで

れ小班　二十一号から二十四号まで

ろ小班　二十五号から四十号まで

○原子力規制委員会告示第十二号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の二十六の三第一項の規定により、平成二十九年九月二十六日次のとおり型式設計特定容器等をその型式について指定した。

平成二十九年十月五日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

特定容器等の種類	特定容器等の名称及び型式	型式設計特定容器等を使用する使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件	製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
T－DPC 17001	金属製の乾式キャスク　MSF－21P型	申請書に記載のとおり。	三菱重工業株式会社　東京都港区港南二丁目16番5号　取締役社長　宮永　俊一

○防衛省告示第九十五号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十九年十月五日

防衛大臣　小野寺五典

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
東京都新島南方海面誘導飛しょう体試射水域（東京都新島村地先）	次の各点を順次に結ぶ線により囲まれる区域内の海面 (1)　北緯三四度二〇分四〇秒　東経一三九度二〇分五〇秒 (2)　北緯三四度〇七分三五秒　東経一三九度二二分三〇秒 (3)　北緯三四度〇七分三〇秒　東経一三九度二一分四四秒 (4)　北緯三四度〇六分四八秒　東経一三九度一三分二九秒 (5)　北緯三四度一四分一二秒　東経一三九度一四分四九秒 (6)　北緯三四度二〇分一八秒　東経一三九度一五分一三秒 (7)　北緯三四度二〇分二四秒　東経一三九度一六分五四秒	平成二十九年十月十六日から同年十一月四日までの間、毎日午前六時三十分から午後五時まで	全ての漁船の操業の禁止

○近畿地方整備局告示第百八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月五日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百六十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
生駒市鹿畑町八九五番三から同市鹿畑町八九四番一まで	前	一二・四〇～一八・八〇	〇・〇九七
	後	一〇・八〇～一四・〇〇	〇・〇九七

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○中国地方整備局告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十月五日

中国地方整備局長　川崎　茂信

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　三次圏都市計画道路事業三・四・百十八号巴橋粟屋線

三　事業施行期間　自平成二十九年十月五日至平成三十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　広島県三次市三次町及び粟屋町地内

使用の部分　広島県三次市三次町及び粟屋町地内

○北海道開発局告示第百八十三号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月五日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月五日

北海道開発局長　和泉　晶裕

路線名　北海道横断自動車道黒松内北見線

道路の区域

区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
北海道足寄郡陸別町字陸別西一線三一一番一から同町字陸別六三番一まで	一五・五〇～一八三・三七	二・六三〇

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第百八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月五日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北海道中川郡音威子府村字音威子府二九二番から同郡中川町字誉八六五番地先まで	前	B　一一・二五～一七二・五五	二八・七六五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一二・九〇～二九五・五八	一九・五〇八	
		B　一一・二五～一七二・五五	二八・七六五	
		A　一二・九〇～二九五・五八	一九・五〇八	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部